

◆条例制定の背景

現状・課題



- ・本市では、令和4年12月に国から前橋市歴史的風致維持向上計画の認定を受け、令和5年度から重点区域である厩橋地区、総社及び総社山王地区を中心に、歴史的な地域資源を活用したまちづくりに取り組んでいる。
- ・歴史的建築物については、歴史的なまちなみや文化を形成する重要な要素であり、その価値の保存及び活用を図りながら、当該建築物を後世に継承していくことが重要である。
- ・一方で、歴史的建築物の多くは、建築基準法施行以前に建てられており、増改築や用途変更等の現状変更をする際に、現行法令に適合させることで、歴史的建築物としての価値を損なうことが課題となっている。



対応策



- ・課題への対応策として、建築基準法第3条第1項第3号に基づき、地方自治体が定める条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられた歴史的建築物について、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したのものについては、建築基準法の適用を除外する仕組みが講じられている。
- ・このため、建築基準法第3条第1項第3号の規定による「歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を制定し、条例の対象となる建築物の特性に応じた様々な代替措置などの手法により、一定の安全性を確保することで、建築基準法の趣旨を満足させ、法の下で困難であった増改築や用途変更などを可能とし、歴史的建築物の保存と活用の両立を目指す。

◆【参考】建築基準法第3条第1項第3号抜粋

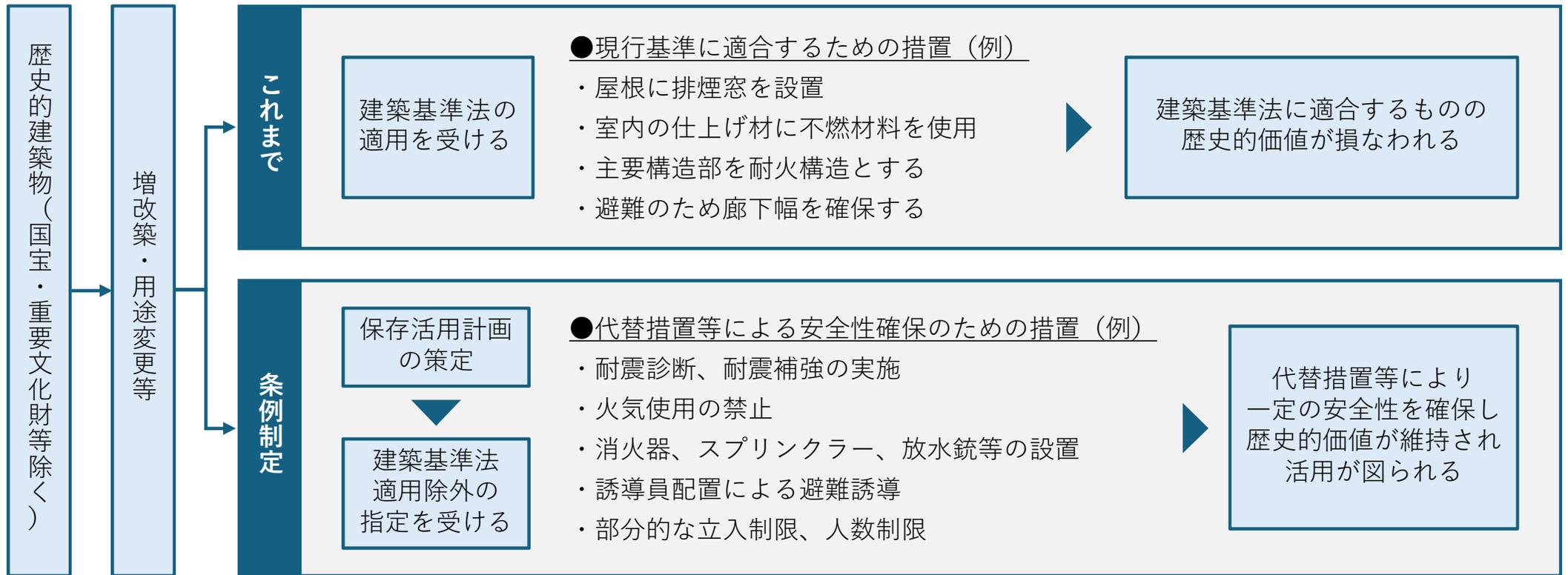
(適用の除外)

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

前橋市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について②

◆条例のイメージ



◆条例の対象となる建築物（案）

※件数は令和7年4月1日時点

対象建築物（案）	件数	備考
国登録有形文化財	30	文化財保護法第57条第1項
景観重要建造物	0	景観法第19条第1項
歴史的風致形成建造物	5	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴まち法）第12条第1項
県登録有形文化財	0	群馬県文化財保護条例第22条の2第1項
その他市長が認めるもの	0	市長が条例の目的に適合するとして認めるもの

前橋市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について③

◆パブリックコメントの実施

実施趣旨	広く市民から募集した意見・提言を反映したうえで本条例を制定するため、条例骨子（案）を公表し、パブリックコメントを実施する。
公表資料（案）	別紙【条例骨子（案）】のとおり
意見募集期間	令和7年10月22日（水）から令和7年11月21日（金）まで

◆スケジュール（予定）

